

<別紙1>

訪問看護重要事項説明書

訪問看護サービスの提供開始にあたり、厚生省令37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者の名称	医療法人 知邑舎
主たる事務所の所在地	愛知県岩倉市川井町北海戸1番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 木村 俊子
電話番号	(0587) 37-8155
介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	岩倉病院訪問看護ステーション 岩倉病院訪問看護ステーション・にしはるサテライト (愛知県 第 2364 7900 77 号)
各事業所につき介護保険法令に基づき愛知県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	訪問看護

2. ご利用事業所

事業所の名称	岩倉病院訪問看護ステーション
所在地	愛知県岩倉市川井町北海戸1番地
電話番号	(0587) 37-7111
サテライトの名称	岩倉病院訪問看護ステーション・にしはるサテライト
所在地	愛知県北名古屋市法成寺松の木47番地
電話番号	(0568) 21-4490

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	ステーションの看護師等が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた要介護者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	1. ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。 2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 職員体制（カッコ内は出張所の員数）

従業員の種類	員数(人)	区分				職務内容
		常勤		非常勤		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1	-	1	-	-	主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。
看護師	2.5以上	4 (4)	1	1	-	訪問看護計画に基づき、訪問看護サービスの提供します。訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。
理学療法士	1	(1)	-	-	-	訪問看護計画に基づき、看護業務の一環としてリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問します。

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝日及び12月31日～1月3日を除く）
営業時間	9：00から17：30（月曜日～金曜日） 9：00から13：00（土曜日）

6. 利用料金（令和3年4月1日より適用）

【介護保険】 地域単価（6級地） 1単位10.42円

介護保険が適用される方は、介護保険負担割合証に基づき自己負担となります。

所要時間ごとの単価

※1回につきサービス提供体制強化加算Ⅰ（1）（6単位）を算定させていただきます。

看護師	訪問看護		介護予防訪問看護	
	30分未満	1回	470 単位	450 単位
	30分以上1時間未満	1回	821 単位	792 単位
	1時間以上1時間半まで	1回	1125 単位	1087 単位
リハビリ	20分	1回	293 単位	283 単位
	40分	1回	586 単位	566 単位
	60分	1回	792 単位	

主な加算

特別管理加算Ⅰ	500 単位
特別管理加算Ⅱ	250 単位
※気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態等で特に管理をする場合1ヵ月毎に算定	
初回加算	300 単位
※新規に訪問看護計画を作成した場合に初回訪問日に算定	
退院時共同指導加算	600 単位
※病院などに入院、入所中の方に、主治医等と連携して在宅生活に必要な指導を行いそれを文書により提供した場合に算定	
長時間訪問看護加算	300 単位
※訪問看護の時間が、1時間30分を超えた場合（特別管理加算対象者）	
複数名訪問看護加算	30分未満 254 単位 30分以上 402 単位
※同時に複数の看護師等が訪問看護を行なった時	

その他状況により加算が生じる場合はご説明させていただきます。

保険適用外の料金

* 1時間半を超えると、それ以降30分毎1,500円自己負担となる場合があります。

* 交通費について

実施地域を越えた地点から片道10キロメートル未満 一回 500円

実施地域を越えた地点から片道10キロメートル以上 一回 800円

【医療保険】

・各保険証に定められた自己負担割合分をお支払いいただきます。

・医療費公費負担の医療証をお持ちの方は基本料金が減額または免除されます。

* 交通費について

交通費はいただきません。

7. 事業の実施地域

実施地域	岩倉市 ・ 北名古屋市 ・ 清須市 ・ 豊山町 ・ 一宮市 ・ 江南市
------	-------------------------------------

8. 事故発生時の対応

訪問看護サービスの提供時に、利用者及び利用者の家族に事故が発生した場合には、速やかにお住まいの市町村及び家族の方にご連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情等申立窓口 (②③は介護保険のみ適応)

① ご利用者様 相談窓口	担当者 古橋 良子 平日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 (0587) 37-7111 面接 医療法人 知邑舎 岩倉病院内 岩倉病院訪問看護ステーション
② お住まいの市町村 苦情処理相談窓口	岩倉市 介護福祉課 介護保険グループ (0587) 38-5811
	北名古屋市福祉部高齢福祉課介護保険担当 (0568) 22-1111
	豊山町 福祉課 高齢介護係 (0568) 28-0001
	清須市 高齢福祉課 介護保険係 (052) 400-2911
	一宮市 介護保険課 介護保険グループ (0586) 28-8100
	江南市 高齢者生きがい課 (0587) 54-1111
③ 苦情処理相談窓口	愛知県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口 ご利用方法 電話 (052) -971-4165

10. 人権擁護・虐待防止に関する相談等申立窓口

① 利用者相談窓口	担当者 古橋 良子 平日 午前9時～午後5時30分 ご利用方法 電話 (0587) 37-7111 面接 医療法人 知邑舎 岩倉病院内 岩倉病院訪問看護ステーション
② お住まいの市町村 の相談窓口	岩倉市 健康福祉部 (0587) 38-5811
	北名古屋市 福祉部 (0568) 22-1111
	豊山町 福祉課福祉係 (0568) 28-0912
	清須市 高齢福祉課 (052) 400-2911
	一宮市 福祉部 (0586) 28-9151
	江南市 健康福祉部 (0587) 54-1111

11. ハラスメントに対する取り組み

利用者、ご家族等と信頼関係のもと、安全安心な環境でサービスできるように、事業所内においてハラスメント防止に対する周知や研修を行い、ハラスメントが発生しないように努めております。利用者とともに、サービス提供従事者の人権を守る観点から、利用者、またはその家族から、暴言や暴力（性的なものを含む）があった場合、サービスの提供を中止させていただく場合もあります。

12. 大規模災害に関する対応について

地震、風水害などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。（別紙参照）

13. 緊急時の対応方法

利用者の主治医または事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、緊急連絡先に連絡いたします。

主治医	医療機関の名称		
	主治医名		
	電話番号	()	—
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人 知邑舎 岩倉病院	
	院長名	高田 幹彦	
	所在地	愛知県岩倉市川井町北海戸1番地	
	電話番号	(0587) 37-8155	
	診療科	内科・胃腸科・循環器科・外科・脳神経外科 整形外科・麻酔科・リハビリテーション科 肛門科・泌尿器科	
	入院設備	有り	
	救急指定の有無	有り	
	契約の概要	当事業者と病院は同一法人であり、緊急時に要請があった場合には協力をいたします。	
緊急連絡先	自宅	()	—
	①	()	— 氏名 続柄()
	②	()	— 氏名 続柄()
	③	()	— 氏名 続柄()